

メール公文

近税2第1551号
(業対第192号)
令和3年2月3日

支 部 長 各 位

近 畿 税 理 士 会
専務理事 相 間 宏 章
専務理事 秦 雅 彦

申告・納付期限の延長及び振替納税の口座振替日の延長について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部運営並びに本会会務運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、昨日、国税庁より、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長されることが発表されました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税に係る振替日についても延長されることとなりましたので、お知らせします。

つきましては、支部会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

○申告期限・納付期限

税 目	当 初	延長後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個人事業者の消費税	令和3年3月31日（水）	
贈 与 税	令和3年3月15日（月）	

○振替納税の振替日

税 目	当 初	延長後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

（参 考）国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/data/030202kigenencho.pdf>